

改正

令和3年6月24日告示第77号

令和3年10月19日告示第96号

令和4年6月22日告示第61号

益城町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び特別代理人（以下「後見人等」という。）を選任した後に、後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人及び被補助人の生活を守ることができるよう支援することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 益城町成年後見制度利用支援事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする高齢者、知的障害者及び精神障害者とする。
- (2) 対象者の収入等の状況が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
 - イ 後見人等に報酬を支払うことで生活保護法の被保護者となる場合
 - ウ その他助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると町長が認める場合

(審判請求の費用負担)

第3条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第4条 町長は、前条の規定により負担した審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき事情があると判断した場合は、負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行い、当該命令がされたときは、本人又は関係人に対して当該費用を求償するものとする。

(助成金の額)

第5条 町が助成する上限額は、民法（明治29年法律第89号）第862条（第876条の5第2項及び第876条の10第1項において準用される場合も含む。）に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により、家庭裁判所が決定した報酬額とし、当該報酬額の範囲内で対象者の生活の場が在宅にあっては、月額28,000円、施設入所中にあっては、月額18,000円を助成の上限額とする。

（助成金の申請等）

第6条 益城町成年後見制度利用支援事業の助成を申請する者は、対象者及び対象者の代理人としての後見人等（以下「申請者」という。）とし、益城町成年後見制度利用支援事業利用申請書（様式第1号）並びに次の各号に掲げる資料を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- （1） 報酬付与の審判決定書の写し
- （2） 後見人等が申請する場合は、登記事項証明書
- （3） 財産目録その他対象者の財産状況がわかる書類
- （4） 収支表その他対象者の収入と支出がわかる書類

2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査のうえ助成の適否を決定し、益城町成年後見制度利用支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第7条 前条の助成の決定を受けた申請者は、当該決定された助成額を請求することができる。

2 助成金の支払は、前項の請求に基づき、請求の日から30日以内に対象者名義の口座への口座振替にて行う。

3 対象者が助成金の支払を受ける前に死亡した場合は、その者の後見人等であった者に対し、対象者の死亡時の財産状況に応じて、報酬の全部又は一部を支払うものとする。

4 第1項の請求は、益城町成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）により行うものとする。

（変更の届出）

第8条 益城町成年後見制度利用支援事業の助成決定を受けた申請者は、次の各号に該当する変更があった場合は、その旨を町長に益城町成年後見制度利用支援事業変更届（様式第4号）により届出なければならない。

- （1） 対象者の氏名又は住所
- （2） 後見人等の辞任、解任
- （3） 後見人等の職務の変更

(4) 後見人等の氏名又は住所

(5) 後見人等に対する報酬の額

(終了の届出)

第9条 対象者の後見、保佐及び補助が終了した場合は、対象者又はその後見人等であった者は、その旨を町長に益城町成年後見制度利用支援事業終了届（様式第5号）により届出なければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月24日告示第77号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年10月19日告示第96号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年6月22日告示第61号）

この要綱は、告示の日から施行する。

年 月 日

益城町長 様

成年後見制度利用支援事業を利用したいので、益城町成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (対象者) 成年被後見人 被保佐人 被補助人	住所			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日	年齢	歳
	電話番号			
申請者 (後見人等)	住所(所在地)			
	氏名(名称)			印
	電話番号			
申請の内容	成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条に規定する報酬に係る支援			
備考				

※ 添付書類

- 1 報酬付与の審判決定書の写し
- 2 後見人等が申請する場合は、登記事項証明書
- 3 財産目録その他対象者の財産状況がわかる書類
- 4 収支表その他対象者の収入と支出がわかる書類

※ 後見人等が法人の場合、代表者の氏名も併せて記入する。

番 号
年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名 様

益城町長

印

益城町成年後見制度利用支援事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用支援事業の利用申請については、益城町成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき次のとおり決定（却下）したので通知します。

決 定	内 容	益城町成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条に規定する報酬に係る支援
	助成金の請求方法	益城町成年後見制度利用支援助成金申請書（様式第3号）により請求してください。
却 下	【理由】	

様式第3号（第7条関係）

益城町成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日

益城町長 様

年 月 日付けで利用の承認を受けた益城町成年後見制度利用支援事業の成年後見人等の業務に対する報酬等について、益城町成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき次のとおり請求します。

請求者 (対象者) 成年被後見人 被保佐人 被補助人	住 所	
	氏 名	
請求者 (後見人等)	住所(所在地)	
	氏名(名称)	印
請求額	[内訳]	_____ 円
備考		

上記の金額を次の口座に振込み願います。

金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

※ 振込先は、対象者名義の口座とします。ただし、対象者が助成金の支払を受ける前に死亡した場合は、その者の後見人等であった者名義の口座とします。

様式第4号（第8条関係）

益城町成年後見制度利用支援事業変更届

年 月 日

益城町長 様

年 月 日付けで利用の承認を受けた益城町成年後見制度利用支援事業について、下記のとおり変更したので益城町成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

届出者 成年被後見人 被保佐人 被補助人	住 所		
	氏 名	印	
届出者 (後見人等)	住所(所在地)		
	氏名(名称)	印	
変更事項			
変更内容	変 更 前	変 更 後	
変更理由			
変更年月日	年 月 日		

様式第5号（第9条関係）

益城町成年後見制度利用支援事業終了届

年 月 日

益城町長 様

〔届出者〕 住 所

氏 名 印

連絡先（ ） ー

年 月 日付けで利用の承認を受けた益城町成年後見制度利用支援事業について、下記のとおり終了したので益城町成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

届 出 者 成年被後見人 被 保 佐 人 被 補 助 人	住 所	
	氏 名	印
届 出 者 (後見人等)	住所(所在地)	
	氏名(名称)	印
終了の理由		
終了年月日	年 月 日	